

令和6年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第4号

令和6年9月9日(月)

応招議員(12名)

1番	赤間繁幸君	2番	鎌田暁史君
3番	鈴木利博君	4番	赤間則幸君
5番	佐々木和夫君	6番	鈴木恵子君
7番	金須新一君	8番	田中三恵子君
9番	熱海文義君	10番	石垣正博君
11番	高橋重信君	12番	石川良彦君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	金須	豊洋君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	熊谷	有司君
財政課長	菅野	直人君	まちづくり政策課長	高橋	優君
復興推進課長	門脇	匡哉君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	伊藤	義継君
農政商工課長	本間	文二君	地域整備課長	武藤	亨介君
上下水道課長	齋藤	正智君	会計管理者	赤間	良悦君
学校教育課長	角田	倫明君	社会教育課長	片倉	剛君
代表監査委員	雫石	顕君			

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 相澤幸子 主事 高橋映瑠

議事日程第4号

令和6年9月9日(月曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 認定第1号 令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定

		について
日程第 3	認定第 2 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	認定第 9 号	令和 5 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 1 1	報告第 1 0 号	健全化判断比率について
日程第 1 2	報告第 1 1 号	資金不足比率について

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	認定第 1 号	令和 5 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計

		歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	認定第 9 号	令和 5 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 1 1	報告第 1 0 号	健全化判断比率について
日程第 1 2	報告第 1 1 号	資金不足比率について

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、7 番金須新一議員及び 8 番田中三恵子議員を指名いたします。

日程第 2	認定第 1 号	令和 5 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第 9号 令和5年度大郷町水道事業会計利益の処分
及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第2、認定第1号 令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号 令和5年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第6号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第7号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第8号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第9号 令和5年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号から認定第8号について説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（赤間良悦君） 皆さんおはようございます。

それでは、認定第1号から認定第8号までの提案理由を御説明いたします。

始めに、各種会計決算の概略について御説明申し上げます。

決算書1ページ、令和5年度大郷町各種会計決算額総括表を御覧いただきたいと思っております。

なお数値につきましては、千円単位で説明させていただきます。

歳入につきましては、C欄の収入済額、予算対比、歳出についてはE欄の支出済額、予算対比の順に御説明させていただきます。

まず、一般会計でございます。

歳入は69億8,781万6,000円。89.38%、前年対比7億3,147万4,000円の増となっております。

歳出は63億4,101万2,000円。81.1%、前年度比8億9,199万4,000円の増となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

歳入は9億6,564万8,000円、100.62%、前年度比2,465万4,000円の増となっております。

歳出は9億5,477万1,000円、99.49%、前年度比4,506万9,000円の増となっております。

次に、介護保険特別会計でございます。

歳入は11億5,404万9,000円、101.17%、前年度比3,076万5,000円の増となっております。

歳出は11億2,310万3,000円、98.46%、前年度比5,716万9,000円の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入は9,630万5,000円、100.57%、前年度比262万3,000円の増となっております。

歳出は9,550万4,000円、99.74%、前年度比240万2,000円の増となっております。

次に、下水道事業特別会計でございます。

歳入は2億4,980万8,000円、100.11%、前年度比2,953万8,000円の増となっております。

歳出は2億460万円、81.99%、前年度比876万3,000円の減となっております。

次に農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入は7,909万5,000円、100.27%、前年度比2,167万4,000円の増となっております。

歳出は4,287万9,000円、54.36%、前年度比1,120万2,000円の減となっております。

次に、戸別合併処理浄化槽特別会計でございます。

歳入は8,336万8,000円、98.45%、前年度比2,764万7,000円の減となっております。

歳出は6,880万4,000円、81.25%、前年度比3,189万2,000円の減となっております。

次に、宅地分譲事業特別会計でございます。

歳入は2,849万8,000円、100%、前年度比2億2,901万3,000円の減となっております。

歳出は2,849万6,000円、99.99%、前年度比2億784万3,000円の減となっております。

それでは、認定第1号について御説明いたします。

決算書3ページを御覧願います。

認定第1号 令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日 提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について御説明いたします。

初めに歳入でございます。

5ページの収入済額を御覧願います。

1款町税15億6,093万9,000円、前年度比2.1%の減でございます。

固定資産税が3,183万8,000円、入湯税が194万4,000円減ったことなどにより、全体では前年度に比べ3,344万5,000円の減となりました。

不納欠損額は102万4,000円、収入済額は前年度比567万5,000円の増の、3,412万9,000円となっております。

2款地方譲与税4,839万1,000円は、前年度比0.7%の増でございます。

3款利子割交付金17万5,000円は、前年度比5.4%の減でございます。

4款配当割交付金267万8,000円は、前年度比19%の増でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金309万2,000円は、前年度比75.4%の増でございます。

6款法人事業税交付金2,095万3,000円は、前年度比6.7%の増でございます。

7款地方消費税交付金1億9,816万4,000円は、前年度比0.4%の増でございます。

8款ゴルフ場利用税交付金6,555万1,000円は、前年度比6.0%の増でございます。

9款環境性能割交付金546万9,000円は、前年度比18.1%の増でございます。

10款地方特例交付金1,403万9,000円は、前年度比17.2%の増でございます。

ページをまたがったの記載になります。

11款地方交付税14億6,315万3,000円は、前年度比12.4%の減でございます。

普通交付税が9,452万2,000円、特別交付税が1億930万7,000円、震災復興特別交付税が358万5,000円下回っており、全体で、2億744万4,000円の減額となりました。

12款交通安全対策特別交付金58万4,000円は、前年度比19.4%の減でござい

ざいます。

13款分担金及び負担金1,061万3,000円は、前年度比76.1%の増でござい
います。

主な要因は、緊急自然災害防止対策事業分 of 負担金になります。分担
金です。事業分担金になります。

14款使用料及び手数料8,177万7,000円は、前年度比4.7%の増でござい
ます。

収入未済額は法定外公共物使用料になります。

15款国庫支出金9億9,859万3,000円は、前年度比33.9%の増でござい
ます。

国庫支出金の主なものは、児童手当交付金、障害福祉サービス費負担
金、子供のための教育保育給付交付金、物価高騰対策重点支援地方創生
臨時交付金、繰越明許の公共土木施設災害復旧事業国庫負担金、社会資
本整備総合補助金の都市防災総合推進事業などでございます。

なお、収入未済額は、令和6年度への繰越事業に係るものでございま
す。

16款県支出金2億8,717万8,000円は、前年度比4.7%の減でござい
ます。

主な理由は、市町村総合補助金、消防防災施設等整備事業、新型コロ
ナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金の減などによるものでござ
います。

17款財産収入5,944万1,000円は、前年度比42.8%の減でござい
ます。

減額の主な理由は、土地売払い収入の減少などによるものでございま
す。

18款寄附金1億3,869万4,000円は、前年度比160.2%の増でござい
ます。一般寄附金の増によるものでございます。

19款繰越金6億211万円は、前年度比15.3%の増でござい
ます。

特別会計繰入金は減少しましたが、基金繰入金が増加したものでござ
います。

20款繰越金3億4,732万4,000円は、前年度比30.8%の増でござい
ます。繰越明許分を含めた前年度の繰越金になります。

ページをまたがっての記載になります。

21款諸収入1億5,021万7,000円は、前年度比15.5%の減でござい
ます。

収入未済額は、奨学資金貸付金、災害援護資金貸付金になります。

22款町債9億2,814万4,000円は、前年度比138.5%の増でござい
ます。土木債、災害復旧債の増などによるものでございます。

なお、収入未済額は、令和6年度への繰越事業に係るものでございます。

23款自動車取得税交付金53万2,000円は、遡って、自動車取得税の徴収等があったことにより交付があったものでございます。

以上、収入済額の合計は、69億8,781万6,504円となっております。

11ページを御覧ください。

次に歳出でございます。

支出済額欄を御覧願います。

1款議会費、8,915万6,000円は、前年度比6%の減でございます。議員報酬等の人件費の減が主な理由でございます。

2款総務費12億8,650万8,000円は、前年度比2.7%の増でございます。

増額の主な理由は、コンビニ交付システム構築業務、緊急自然災害防止対策工事等によるものでございます。

なお、翌年度繰越額は、新基幹系システム定額減税対応改修事業、住民情報システム、戸籍情報システム改修事業などに係るものでございます。

3款民生費13億6,513万1,000円は、前年度比10%の増でございます。

増額の主な理由は、価格高騰支援給付金、国県への返還金の増によるものでございます。

なお、翌年度繰越額は、地域福祉計画策定事業、価格高騰支援給付金事業に係るものでございます。

4款衛生費4億3,137万1,000円は、前年度比7.9%の減でございます。

減額の主な理由は、保健センター施設改修工事の完了、国への返還金の減などによるものでございます。

なお、翌年度繰越額は、健康おおさと21プラン策定事業、新型コロナ対策事業に係るものでございます。

5款農林水産事業費2億9,879万3,000円は、前年度比0.3%の減でございます。

減額の主な理由は、農業資材等高騰対策補助金の減などによるものでございます。

翌年度繰越額は、テレワーク施設整備事業に係るものでございます。

6款商工費1億7,031万6,000円は、前年度比85.4%の増でございます。

増額の主な理由は、観光事業計画策定業務、サテライトオフィス活用促進等業務などによるものでございます。

7款土木費9億5,510万2,000円は、前年度比51.8%の増でございます。

増額の主な理由は、測量設計業務、建設設計業務、敷地造成工事等の増によるものでございます。

なお、翌年度繰越額は、橋梁新設改良事業、中粕川地区防災拠点整備事業に係るものでございます。

8款消防費2億413万5,000円は、前年度比7.2%の減でございます。

減額の主な理由は、黒川地域行政事務組合負担金の減などによるものでございます。

次のページになります。

9款教育費、6億1,951万4,000円は、前年度比18.3%の増でございます。

増額の主な理由は、小・中学校外壁等修繕工事。

B & G海洋センター施設設備等改修工事、学校給食センターボイラー等改修工事などによるものでございます。

なお、翌年度繰越額は、大郷小学校階段等修繕事業、大郷中学校長寿命化計画策定事業業務、B & G海洋センター屋根改修事業に係るものでございます。

10款災害復旧費4億6,809万4,000円は、前年度比127.3%の増でございます。

増額の主な理由は、令和4年度より繰越しした公共土木施設災害復旧工事、農業施設災害復旧工事などによるものでございます。

なお、翌年度繰越額は、農業施設災害復旧事業に係るものでございます。

11款公債費4億5,288万6,000円は、前年度比7.3%の増でございます。町債の元金及び利子の償還金となります。

12款予備費につきましては、当初予算額1,000万円から371万円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は、63億4,101万2,287円となっております。予算現額に対する執行率は81.1%、翌年度繰越額を含めた実質執行率は、93.6%となっております。

次に、144ページを御覧願います。

実質収支に係る調書について御説明いたします。

歳入総額69億8,781万6,000円、歳出総額63億4,101万2,000円、歳入歳出差引額6億4,680万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額、1億2,807万2,000円。事故繰越額629万9,000円。実質収支額は5億1,243万3,000円となります。

なお、実質収支額のうち、4億4,000万円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、基金繰入金とするものでございます。

以上で令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算の説明について終わりをいたします。

続きまして、認定第2号について御説明いたします。

145ページを御覧願います。

認定第2号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明いたします。

初めに歳入でございます。

147ページの収入済額欄を御覧願います。

1款国民健康保険税1億2,412万7,000円、前年度比964万9,000円の減でございます。

不納欠損額は177万7,000円、収入未済額は1,107万円となりました。

2款使用料及び手数料7万1,000円は、保険税の督促手数料となります。

3款県支出金7億3,257万9,000円は、保険給付費等交付金でございます。前年度比731万1,000円の増となりました。

4款財産収入6万5,000円は基金の預金利子でございます。

5款繰入金9,236万4,000円は、一般会計と財政調整基金からの繰入れでございます。

6款繰越金1,529万2,000円は、前年度の繰越金でございます。

7款諸収入109万3,000円は、保険税延滞金が主なものとなります。

8款国庫支出金5万4,000円は、制度関係業務準備事業補助金が主なものでございます。

以上、収入済額合計は、9億6,564万8,746円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1款総務費776万8,000円は、システム関連経費、国保連合会負担金、保険税完納奨励金及び子育て支援補助金が主なものでございます。

2款保険給付費、7億312万6,000円は、療養給付費、療養費高額療養

費、葬祭費などの支出でございます。出産育児一時金などが減りましたが、療養給付費が増え、前年度比で2,806万1,000円の増となりました。

3款国民健康保険事業費納付金、2億2,528万6,000円は、医療給付費分、後期高齢者支援金、介護納付金をそれぞれ県に納付したものでございます。

4款共同事業拠出金59円は、退職者共同事業拠出金でございます。

5款保健事業費1,720万9,000円は、特定健診及び特定保健指導、医療費通知、各種住民健診に対する助成金などの疾病予防対策事業に要した経費でございます。

6款基金積立金6万4,000円は、財政調整基金の利子積立てでございます。

7款諸支出金、131万5,000円は、保険税の過年度分還付金、県補助金の返還金及び前年度の精算による一般会計の繰出金でございます。

8款予備費につきましては、当初予算100万円から、32万1,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は、9億5,477万1,294円となっております。

次に、166ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額9億6,564万8,000円、歳出総額9億5,477万1,000円、歳入歳出の差引き額1,087万7,000円で、翌年度へ繰越しすべき財源はありませんので、実質収支額は1,087万7,000円になります。

なお、実質収支額のうち600万円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、基金繰入金とするものでございます。

以上で令和5年度、大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第3号について説明いたします。

167ページを御覧願います。

認定第3号 令和5年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について説明申し上げます。

初めに歳入でございます。

169ページの収入済額欄を御覧願います。

1 款保険料 2 億1,718万4,000円、前年度比36万5,000円の減でございます。不納欠損額は21万4,000円、収入未済額は、97万3,000円となりました。

2 款使用料及び手数料 1 万3,000円は、督促手数料になります。

3 款支払い基金交付金 2 億8,379万3,000円は、支払い基金からの介護給付費交付金などでございます。

4 款国庫支出金 2 億6,266万9,000円は、介護給付費の国庫負担金や、調整交付金となります。

5 款県支出金 1 億6,433万2,000円は、介護給付費の県負担金と、地域支援事業交付金となります。

6 款財産収入 2 万3,000円は、基金の預金利子でございます。

7 款繰入金 1 億9,562万円は、一般会計と介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

8 款繰越金 3,034万9,000円は、前年度の繰越金でございます。

9 款諸収入 6 万2,000円は、保険料延滞金などでございます。

以上、収入済額合計11億5,404万9,751円でございます。

10ページを御覧願います。

歳出になります。

1 款総務費 2,352万2,000円は、電算システム経費や認定調査員人件費、黒川地域行政事務組合の負担金、介護保険運営委員会経費などでございます。

2 款保険給付費 10億2,899万7,000円は、居宅介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入所者介護サービスに係る経費でございます。前年度比1,976万2,000円の増で、施設介護サービス給付費の増額等々が主な理由となっております。

3 款地域支援事業費 4,552万6,000円は、地域支援事業を通して実施する介護予防、生活支援サービス事業、健康長寿対策事業、生きがい健康づくり事業、包括支援センターの運営経費などでございます。

4 款基金積立金 2 万3,000円は、準備基金に係る利子積立でございます。

5 款公債費は、ございませんでした。

6 款拋出金 1,831万3,000円は、保険料の還付金及び国などへの年度精算に伴う返還金でございます。

7 款繰出金671万9,000円は、精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

8 款予備費につきましては、当初予算300万円から35万8,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は、11億2,310万3,815円でございます。

次に192ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額11億5,405万円、歳出総額11億2,310万4,000円、歳入歳出差引額3,094万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は3,094万6,000円になります。

なお、実質収支額のうち、1,600万円を地方自治法233条の2の規定に基づき、基金繰入金額とするものでございます。

以上で、令和5年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第4号について説明いたします。

193ページを御覧願います。

認定第4号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項の規定により、令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について説明いたします。

初めに歳入でございます。

195ページの収入済額欄を御覧願います。

1 款後期高齢者医療保険料6,926万円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入で、収入未済額は28万7,000円でございます。

2 款使用料及び手数料1万8,000円は保険料の督促手数料でございます。

3 款繰入金、2,644万1,000円は、一般会計からの保険基盤安定繰入金などでございます。

4 款繰越金57万9,000円は、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入5,000円は、保険料還付金でございます。

以上、収入済額合計は、9,630万5,511円でございます。

次ページを御覧願います。

歳出になります。

1 款総務費56万3,000円は保険証の郵送料などの経費になります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金9,471万円は、徴収した保険料など、広域連合に納付したものでございます。

3 款諸支出金24万円は、保険料還付金と事務費精算による一般会計の繰出金でございます。

4 款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は、9,550万4,825円でございます。

次に、206ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額9,630万6,000円、歳出総額9,550万5,000円、歳入歳出差引額、80万1,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は80万1,000円になります。

以上で、令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第5号について説明いたします。

207ページを御覧願います。

認定第5号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について説明いたします。

初めに歳入でございます。

209ページの収入済額欄を御覧願います。

1 款分担金及び負担金189万5,000円は、下水道の受益者負担金となります。収入未済額は2万5,000円となりました。

2 款使用料及び手数料4,801万2,000円は、下水道使用料と公認事業者登録手数料及び責任技術者登録手数料でございます。前年度比347万3,000円の減でございます。

不納欠損額は1万2,000円、収入未済額は474万3,000円となりました。

3 款国庫支出金2,040万円は、マンホールポンプ長寿命化工事などにか

かる社会資本整備総合交付金となります。

4款繰入金1億4,909万5,000円は、一般会計からの繰入金でございます。前年度比2,268万4,000円の増となりました。

5款繰越金690万6,000円は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入9万8,000円は、排水設備指定工事店補償金の定額定期積立金利子、宮城県建設センター市町村支援事業助成金になります。

7款町債2,340万円は、マンホールポンプ長寿命化工事に伴う下水道事業債などによるものでございます。

以上、収入済額合計2億4,980万8,729円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1款下水道事業費9,801万9,000円は、職員の人件費、下水道施設管理にかかる経費、マンホールポンプの点検料、吉田川流域下水道維持管理負担金、汚水管渠等工事に要した経費でございます。

前年度比で637万2,000円の増となりました。

2款公債費1億658万1,000円は、下水道事業債の元金及び利子の償還によるものでございます。前年度比1,513万5,000円の減となりました。

3款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は2億460万765円でございます。

次に、220ページを御覧願います。

実質収支に係る調書について御説明いたします。

歳入総額2億4,980万9,000円、歳出総額2億460万1,000円、歳入歳出差引額4,520万8,000円になり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は4,520万8,000円になります。

令和5年度の大郷町下水道事業特別会計につきましては、4月からの地方公営企業法適用に伴い、3月末での打切り決算となっております。

歳入については、3月請求分使用料が未収金となっているほか、歳出においては、3月完了の工事費業務委託料、3月使用分電気料、使用料、納入奨励金等の未払い金を不用額として処理し、4月以降引き継いだ下水道事業会計から支出しております。

以上で令和5年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第6号について説明いたします。

221ページを御覧願います。

認定第6号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について説明いたします。

初めに歳入でございます。

223ページの収入済額欄を御覧願います。

1款分担金及び負担金は収入がございませんでした。

2款使用料及び手数料、550万5,000円は、農業集落排水使用料で、収入未済額は51万4,000円でございます。

3款繰入金6,335万1,000円は一般会計からの繰入金で、前年度比で1,728万6,000円の増となりました。

4款繰越金333万8,000円は、前年度の繰越金でございます。

5款町債690万円は、公営企業会計適用債となります。

以上、収入済額合計、7,909万5,464円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1款農業集落排水事業1,668万5,000円は、職員の人件費、集落排水施設管理にかかる経費、マンホールポンプ清掃業務委託料などに要した経費となります。

2款公債費2,619万4,000円は、下水道事業債の元金及び利子の償還金でございます。

3款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は、4,287万9,600円でございます。

次に、232ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額7,909万6,000円、歳出総額4,288万円、歳入歳出差引額が、3,621万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額が、3,621万6,000円になります。

令和5年度の大郷町農業集落排水事業特別会計につきましても、下水道事業特別会計と同様に、4月からの地方公営企業法適用に伴い、3月末での打切り決算となっております。

以上で令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につ

いて説明を終わります。

次に、認定第7号について説明いたします。

233ページを御覧願います。

認定第7号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について説明いたします。

初めに歳入でございます。

235ページの収入済額欄を御覧願います。

1 款分担金及び負担金56万9,000円は、浄化槽設置に伴う受益者分担金で、収入未済額は4万4,000円でございます。

2 款使用料及び手数料2,031万円は浄化槽使用料で、収入未済額は191万4,000円でございます。

3 款国庫支出金389万8,000円は、浄化槽設置に対する循環型社会形成推進交付金でございます。

4 款繰入金3,777万8,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度比569万9,000円の減となりました。

5 款繰越金1,031万9,000円は、前年度の繰越金でございます。

6 款諸収入190万3,000円は、消費税還付金でございます。

7 款町債850万円は、下水道事業債、公営企業会計適用債でございます。前年度比で2,700万円の減となりました。

以上、収入済額合計8,336万8,359円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1 款合併浄化槽事業費6,040万3,000円は、職員の人件費、保守点検業務委託料、浄化槽設置工事などに要した経費でございます。前年度比3,175万8,000円の減となりました。令和4年度で災害復旧工事が完了したことなどが主な理由でございます。

2 款公債費840万円は、町債の元金利子の償還金でございます。

3 款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は、6,880万4,000円でございます。

次に、246ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額8,336万8,000円、歳出総額、6,880万4,000円、歳入歳出差引額1,456万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、1,456万4,000円になります。

令和5年度の大郷町戸別合併処理浄化槽事業特別会計につきましても、下水道事業特別会計と同様に、4月からの地方公営企業法適用に伴い、3月末での打切り決算となっております。

以上で、令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第8号について説明いたします。

247ページを御覧願います。

認定第8号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について説明いたします。

初めに歳入でございます。

249ページの収入済額欄を御覧願います。

1 款繰入金732万7,000円は一般会計からの繰入金でございます。

2 款繰越金2,117万1,000円は前年度繰越金でございます。

4 款国庫支出金及び5 款町債の収入はございませんでした。

以上、収入済額合計2,849万8,191円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1 款公債費732万5,000円は、町債の元金利子の償還金でございます。

2 款宅地分譲事業費2,117万1,000円は、一般会計繰出金となっております。

以上で、支出済額の合計は、2,849万6,453円でございます。

次に決算書256ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について説明いたします。

歳入総額2,849万8,000円、歳出総額2,849万6,000円、歳入歳出差引額

2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2,000円になります。

以上で、令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

認定第1号から第8号まで、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審査の上、御理解を賜り、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、認定第1号から認定第8号の説明を終わります。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時58分 休 憩

午 前 11時08分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第9号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） 認定第9号について御説明申し上げます。

263ページをお開き願います。

認定第9号 令和5年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和5年度の業務状況について御説明いたします。

275ページをお開き願います。

（1）業務量ですが、年度末における給水件数は2,550件で、前年度比10件の増、給水人口は7,151人で、前年度比196人の減です。年間総配水量は77万9,306立米で、前年度比4万8,181立米、5.8%の減。年間総有収水量は、65万5,325立米で、前年度比1,019立米、0.2%の増です。また、有収率は84.1%で、前年度より5%の増です。

続きまして、（2）事業収入に関する事項ですが、事業収益が2億2,657万6,832円で、水道料金や手数料等の増により前年度比78万8,405円、0.3%の増となっております。

続きまして、次ページをお開き願います。

（3）事業費用に関する事項ですが、事業費用が2億3,165万3,068円で、漏水等による修繕費及び水道ビジョン策定に伴う委託経費の増など

により、前年度比964万9,291円、4.3%の増です。収支においては、507万6,236円の純損失が生じました。

それでは、決算について御説明申し上げます。

264、265ページをお開き願います。

令和5年度大郷町水道事業決算報告書。

決算額で御説明申し上げます。1,000円未満は省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入です。

第1款水道事業収益は、2億5,300万円で、前年度比224万円、0.8%の増です。

第1項営業収益2億2,475万8,000円は、水道料金、加入金、手数料及び公共下水道等の事務受託料などです。前年度から0.5%の増となっています。

第2項営業外収益2,824万1,000円は、預金の利息、長期前受金戻入益などが主なものです。前年度比96万4,000円、3.5%の増です。

第3項特別利益はありません。

次に支出です。

第1款水道事業費用は、2億4,580万3,000円で、前年度比1,050万3,000円、4.4%の増です。

第1項営業費用2億3,466万7,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人件費、水道施設の維持管理費、料金収納に係る委託料、消耗品、並びに減価償却費等です。修繕費及び水道ビジョン策定に伴う委託経費の増により、前年度比1,382万8,000円、6.2%の増となっております。

第2項営業外費用1,112万3,000円は、企業債の支払い利息、消費税等です。前年度比333万7,000円、23%の減です。

第3項特別損失1万2,000円は、水道料金の不納欠損です。前年度比1万2,000円の増となっております。

第4項予備費について支出はございませんでした。

266ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出。

収入です。

第1款資本的収入は、1億5,475万6,000円で、前年度比1,264万3,000円、7.5%の減です。

第1項工事負担金はありません。

第2項他会計負担金は、166万5,000円で、中村地区消火栓設置工事に

伴うもので、一般会計からの負担金です。前年度比166万5,000円の増です。

第3項企業債1億2,860万円は、大松沢地区町道物見山東宮線配水管布設替工事、粕川地区配水管布設替工事、大松沢法堂地区配水管布設替工事によるもので、起債対象事業費の増により、前年度比1,700万円、15.2%の増です。

第4項国庫支出金2,449万1,000円は、大松沢地区町道物見山東宮線配水管布設替工事によるものです。

第5項出資金、第6項他会計補助金につきましてはありません。
次に支出です。

第1款資本的支出2億860万2,000円で、前年度比2,251万8,000円、9.7%の減です。

第1項資産購入費はありません。

第2項建設改良費1億6,296万6,000円は、大松沢地区町道物見山東宮線配水管布設替工事、粕川地区配水管布設替工事、大松沢法堂地区配水管布設替工事が主なものです。前年度比2,422万6,000円、12.9%の減です。

第3項企業債償還金4,563万6,000円は、企業債の元金償還分です。前年度比170万7,000円、3.8%の増です。

第4項補助金返還金はありません。

続きまして、一番下の行になりますけれども、資本的収入が資本的支出額に不足する額、5,384万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,140万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,243万7,000円で補填いたしました。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。

269ページをお開き願います。

令和5年度大郷町水道事業剰余金計算書。この表の右から3列目を御覧願います。

利益剰余金の未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高ですが、ちょうど中ほどに書いておりますけれども、前年度の処分後残高2億3,330万3,000円から当年度変動額507万6,000円を除き、2億2,822万7,000円となりました。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり、うち処分額についてはございませんでしたので、未処分利益剰余金の処分後残高、繰越し利益上剰余金を2億2,822万7,000円とするものです。

以上で、認定9号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました認定9号について、損益計算書等を御覧いただきまして、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、認定第9号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） 各種会計決算審査意見書、見開きをお開きいただきたいと思っております。

大郷監第14号

令和6年8月29日

大郷町長 田中 学殿

大郷町監査委員 雫石 顕

大郷町監査委員 赤間繁幸

令和5年度の令和5年度大郷町各種会計決算審査及び各基金の運用状況の審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、基金の運用状況を示す書類、並びに水道事業会計決算書類を審査した結果、次のとおり意見を付して提出する。

令和5年度各種会計決算審査意見書が事前配付されていること。

ただいま会計管理者より決算内容の詳しい説明がありましたことから、第1条及び第2条の説明については、省略させていただきますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

第3章を述べさせていただきます。

52ページをお願いします。

第3章 意見。審査に付された令和5年度大郷町一般会計及び7特別会計の歳入歳出決算書並びに水道事業会計決算書、財産に関する調書、基金運用状況の関係書類の提出を求め、決算書等における計数は正確であるか、予算執行、歳入歳出事務及び財産管理事務が議決の趣旨に及び関係法規に準拠し、事業の経営が経済的、効率的かつ効果的に行われたか審査を行った。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の鎮静化に伴い、社会活動が次第に活性化し、各種イベント等が積極的に開催された。しかし、物価

高騰が進行し、国民の生活に影響を与えたことから、価格高騰支援給付金等の生活支援事業が行われた。

本町では、令和4年7月豪雨の災害復旧事業や復興まちづくり事業を推進する中、令和5年6月と7月にも大雨による災害が発生した。通常の事務執行に併せて、復興まちづくり事業や価格高騰支援給付金事業、河川、橋梁、道路等の修繕工事、小・中学校の外壁修繕工事等が執行された。

予定された事業は可能な限り進捗し、おおむね適正かつ効果的に事務執行が達成されたと認められました。

例として、各学校等支援給付金の支給が、住民税非課税世帯と均等割世帯に別々に行われた際、初回は非課税世帯が多いことから、481万6,000円のシステムを導入して支給したが、次は、均等割世帯が比較的少ないことから、新たなシステムは導入せずに対応した。この取組は費用対効果を考慮した姿勢であり、高く評価するものとする。

本来、デジタル化はコストパフォーマンスの向上が目的だが、時にデジタル化することが目的になってしまうことがある。今回の取組で、DXの運用の在り方を再認識させられました。職員の方々が役場をつくり、町民の福祉サービスに取り組まれているところであります。職員数に余裕はないが、事務執行を工夫するとともに、一層の組織力を発揮することで、事業運営の取組に万全を期されたい。また、町長始め、執行部、管理職には、職員がさらに高い意識を持ち、仕事ができる環境づくりに努められたい。

一般会計及び7特別会計の決算総額、水道事業会計は除きます、は、歳入総額96億4,459万1,255円、前年度比6.5%増、歳出総額88億5,917万3,045円、前年度比9.1%増とそれぞれ増加した。収入未済額は8億8,271万5,638円、前年度比27.9%の減。次年度への繰越額は9億7,739万9,000円、前年度比27.9%減となり、不用額は6億1,975万8,955円、前年度比22.2%増となった。

町債の年度末残高は69億1,003万2,000円、前年度比5.6%増となった。

また一般会計では、歳入総額69億8,781万6,504円、前年度比11.7%増、歳入歳出総額63億4,101万2,287円、前年度比16.4%増、収支差引額6億4,680万4,217円、前年度比19.9%減となり、さらに、次年度への繰越し財源1億3,437万1,000円を差し引いた5億1,243万3,000円、前年度比3.4%減が実質収支額となった。4億4,000万円を基金に繰り入れ、残り7,243万3,000円を次年度繰越金とした。

なお、町債と国庫支出金が大半を占める収入未済額が8億6,314万1,009円となり、粕川地区防災コミュニティーセンター新築工事費、避難道路工事費負担金を含めた復興まちづくり事業、成田橋橋梁修繕事業、B & G海洋センター屋根改修事業、縁の郷テレワーク施設整備事業等の繰越し事業は、9億7,739万9,000円となった。

財源の構成において、町民税と固定資産税の町税及び地方交付税の減収により、一般財源の構成比が減少した。また、国庫支出金や町債収入の増加により、依存財源の構成比が増加した。財政運営の自主性と財政構造の弾力性が失いつつあることが表されている。

歳出の性質別構成の状況においては、主に投機的経費の増大により、歳出合計が前年度より16.4%増加した。結果、義務的経費等の構成比が縮減した。

また、財政主要指標において、財政力指数、実質収支比率及び積立金現在高比率の数値は昨年度より改善した。少しではあるが、財源構造の弾力性が向上し、将来に対する蓄えが増加したことを示している。

実質公債費比率は前年と同率で、地方債発行制限には当たらない。実質収支比率の標準化には、剰余金の基金積立てなど、年度間に財源調整を図るべきである。

経常収支比率の悪化は、町税や普通交付税を中心とする経常的一般財源収入の減少が起因している。

歳入において、復興まちづくり事業関連の社会資本整備総合交付金や物価高騰対応充填支援地方創生臨時交付金の国庫支出金、町債、寄附金、繰入金、繰越金などの収入が増加したが、町税、地方交付税、県支出金、財産収入、諸収入などが減収となった。また、繰越事業に係る国庫支出金、町債の収入未済が大きく残っている。

歳出では、特定目的基金への積立てや小・中学校外壁等修繕工事に係る教育費、価格高騰支援給付金に係る民生費、2回の商品券発行事業に係る商工費、復興まちづくり関連の土木費及び令和4年の大雨被害の公共施設災害復旧費などにより、総歳出額が増加した。また公債費が増加していることから、今後の負担増が想定される。計画的な基金運用と、町債発行を図られたい。

一般会計の前年度からの繰越し明許費は14億2,314万円であったが、11億780万7,607円を事務執行し、3億903万3,393円が不用額となり、629万9,000円が、事故繰越となった。翌年度の繰越明許費は9億7,110万円となった。

繰越事業が早期に完了できるよう、計画的、効率的な事務執行を図りたい。

また、特別会計を含む不用額は繰越明許費分も含めて6億1,975万8,955円を計上した。事務経費の効率化が認められます。なお、不用額には、下水道3特別会計に係る出納閉鎖期の歳出すべき金額5,858万965円が含まれております。

国民健康保険特別会計において、加入者の減少、1,766人から1,695人、により、保険税が7.2%の減収となったが、県支出金、繰入金、繰越金等が増加し、収入では2.6%増9億6,565万8,746円となった。歳出総額は、保険給付費、事業費納付金、保健事業費などの増加に伴い、9億5,477万1,294円となった。

介護保険特別会計においても、1号保険者が8名減少し、2,991名になり、保険料の減少となった。支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等も減収となったが、繰入金と繰越金の投入により、歳入総額は2.74%増加し、11億5,404万9,750円となった。

後期高齢者医療特別会計においては、加入者が3名増加し、1,448人とあり、保険料が3.25%増収となった。また、繰入れ等も増加増額となり、歳入総額は2.8%増加して、9,630万5,511円となった。歳出では、保険給付費となる広域連合納付金が増加し、総額9,550万4,825円と2.5%増加した。

いずれの保険特別会計においても、保険給付費が増加している。町民の疾病予防、健康維持改善につながる各種検診や保健指導を推進するとともに、高齢者のフレイル状態を遅らせるよう地域支援事業の推進を図りたい。

下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽特別会計において、各事業の水洗化率は、下水道事業83.78%、農業集落排水事業79.4%、戸別合併処理浄化槽事業57.9%、合算して加重平均71.8%と、前年度比1.0ポイント向上した。

また、3事業特別会計の歳入合計総額は、4億1,227万5,552円のうち、60.7%を一般会計からの繰入金に依存し、歳入では3億1,628万4,370円のうち、公債費が44.66%を占めた。

歳入歳出差引き残額が、合計9,598万8,818円となったが、新年度からの中央公営企業法適用により、独立採算の最も重要な使用料収入等の収入未済額724万2,837円が新会計の収入となり、不用額となった下水道処理施設維持管理料等の負担金や粕川地区処理施設維持管理業務等の委託

料、合併浄化槽管理料等の委託料、5,858万965円を新会計から支出することになる。それらを加味すると、下水道事業及び農業集落排水事業会計における歳入歳出額の増加が認められる。

戸別合併処理浄化槽特別会計については、合併浄化槽災害復旧事業が前年度に終了したことから、歳入歳出額の大幅な減額となった。

下水道3事業とも、使用料等、負担金等では、維持管理費用等の事業費を賄えないため、繰入金や公債費に依存しているが、利用者の経済的負担を増やすことなく、設備や施設の長寿命化改良事業を推進し、公共水域の水質保全及び町民の生活様式の改善のため、水洗化の促進に努められたい。

宅地分譲事業簡易会計は、事業については令和4年度をもって一旦終了した。本年度は繰越金の整理と一般会計からの繰入金による一般単独事業債及び地方公共企業体災害復旧事業債の償還事務を行った。今のところ、定住促進事業は保留のまま償還事務のみとなる。

水道事業会計において、事業運営では、石綿セメント管更新を含む建設改良事業の推進により、給水管の長寿命化が図られ、給水有収率が5%向上した。引き続き漏水調査と建設改良事業の推進により、安全安心な給水を図られたい。

また、経営成績及び財政状況において、水道事業収益は微増したが、主に排水設備等の修繕工事が多発発生し、修繕費が増加したため、準損失507万6,236円の赤字となった。過年度分、損益勘定留保資金及び消費税等で補填した。また、有利子負債への依存により、今後、負担増が想定されることから、計画的な企業債の運用を図られたい。

財産に関する調書において、行政財産、普通財産、出資による権利及び各種貸付資金の債権等に係る関係書類は適切に管理されていた。

各基金の運用状況において、財政調整基金ほか各種基金の基金は適切な運用がなされた。減債基金、公共施設整備基金、森林環境整備基金並びに庁舎建設基金への積み増しが行われ、財政基盤が強化された。今後、特定目的基金の効率的、効果的な運用を図られたい。

審査に付された令和5年度各種会計の歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は誤りのないものと認められた。

財政運営については、人件費、扶養費等の義務的経費は増加し、普通建設事業や災害復旧事業に加え、物価高騰対策支援事業などの取組により、事業費と国庫支出金がそれぞれ増え、決算規模の増大につながった。一方、総額配分の地方交付税の縮減、人口減少と高齢化やメガソーラー

償却資産評価額の減耗等により、町税は減少した。各種基金の総額は、総残高は増加したが、町債の残高も増加した。水道事業除く他の会計において黒字決算となったが、依然として財政を取り巻く環境は厳しく、予断を許さない。

今後の財政運営に当たっては、過疎対策事業債等を適切に活用するとともに、国県補助金や交付税措置などの財源確保を行い、施策推進に欠かせない自主財源が安定的にできる自立的で健全な財政構造の確立が必要である。物価高騰が常態化し、先行きが不透明な経済情勢ではあるが、町民の負託に応え未来ある大郷に向けて財政健全化を進めるとともに、限りある財源を最大限に有効活用し、積極的な事業推進を図られたい。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などは次のとおりである。

1、優秀人材の獲得や人手不足の解消、職員の辞職や意欲低下の防止、業務効率改善による時間外労働の削減につながるよう、ワークライフバランスの充実を図られたい。

また、振替代休の時間外勤務手当での清算が散見されたので、事務体制を改善し、健全な職場づくりを図られたい。

支払い遅延は改善され、内部統制が機能してきたと思える。また町民の信頼を失う事案が発生しないような取組を継続されたい。

3、既定予算替えの事務執行については、適切に予備費を充当されていた。予算編成に当たっては、積算の誤りや、欠落に注意を払っていただきたい。

4、町税や保険料並び、各種貸付金の収入未済については、さらなる収納成果の向上を図られたい。また、(株)おおさと地域振興公社の過年度返納金については、引き続き早期解消に努められたい。

5、消防団員と交通指導隊員の加入促進を図られたい。

6、有害鳥獣対策の強化を図られたい。

7、新公会計導入に向けた備品台帳等の整備を図られたい。

8、町道等の未登記物件の解消を図られたい。

9、町民バス、スクールバス、通園バスを所管する担当課が異なっている。それぞれの課題を共有しているが、公共交通事業として、1つの課に集約して、レスポンスよく課題を調整し、費用対効果の高いサービスを適用できるのではと思われる。

また、ふるさと納税については、まちづくり政策課や農政商工課のほうが関連性が高いと考える。所管事務を見直すことで限られた人材を適

所に配し、より効率的な事業推進を図られたい。

以上、令和5年度分決算審査に対する監査の意見といたします。

議長（石川良彦君） 以上で決算審査結果の報告を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 4 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑につきましては、各会計の決算全体にわたるものを中心に、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行っていただきます。

なお、個別事項については、後ほど設置される特別委員会において質問されるようお願いをいたします。

まず、認定第1号について総括質疑を行います。ございませんか。

2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 認定第1号につきまして、1問、質問を行います。

令和5年度の施政方針では、交流人口の増加を目指す施策が目立っております。スマートスポーツパーク構想によって、交流人口の増加を目指すために、本格的な調査を開始するでありますとか、パストラル縁の郷では、施設のリノベーションを行って交流人口の増加を目指す施策がございました。そのほかに公民館の活用を行って、交流人口の増加を目指すという施策がございました。

町は、移住定住人口の増加を目指すために、まずは交流人口を増加させることが肝要というふうに説明をされてございました。いずれも長いスパンを持つ施策でございまして、その効果を実感するには、ある程度の時間がかかるものとなっております。

その一方で、議会では、宅地の造成事業など、短期的に効果を実感できる施策を求める声もございました。長期的な施策に重心があったことを懸念するものだったと感じます。

昨年度、令和5年度を振り返ったときに、こういった施策のバランスについてはどうだったのでしょうか。所感についてお伺いいたします。以上です。

議長（石川良彦君） 誰が答弁しますか。答弁。誰。担当課、それとも町長、副町長。誰か。具体的にやっている内容等を言ってもらえばいいと思います。答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

交流循環人口の増加から移住定住に結びつけるということで、議員おっしゃるとおり、昨年度につきましても、様々事業のほうを行ってまいりました。まだ継続で事業のほうを実施しているというところで、なかなか最終的な、完了、完結まで至ってないというような状況でございます。そういった意味では、長いスパンでじっくりと取り組んでいかなくちゃいけない部分、継続して取り組んでいかないと最終的に実を結ばないという部分もあるかと思えます。そういった事業もしながらというところで、宅地の造成ということで短期的な事業のほうも、バランスをよくやっていかないとということはあるかと思えます。

昨年につきましては、民間の事業者さんのほうで、宅地の分譲であったりというような事業も実施していただきました。

それ以前ですと、町のほうで宅地の造成といったところがございましたが、昨年度については特になかったと。

今後というところで、様々これまでも議員の皆様から質問、一般質問等でもございましたが、宅地造成につきましては、町で造成といった部分も、ある程度、何らかのタイミングで考えなくちゃいけないということも当然あるかと思えますが、まずは民間の事業者さんのお力をお貸しいただきながら、町と連携して宅地造成事業についても取り組んでいければということで、昨年度から引き続き、今年度についても、早速、新たに事務的に取りかかる部分というところもしっかりと考えながら、取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長からありますか。町長。

町長（田中 学君） 民間住宅団地で、けやき坂住宅も大体予定された販売、住宅も完売したということから、あそこに遊歩道がなくて、大変生活に支障がある。特に子供たちの通学路の問題もあって、県のほうにも働きかけた成果が、歩道も完了したようであります。逐次必要に応じて、定住人口を凶る考えはございますけども、今の段階で計画された住宅、計画もございませんが、その前に、今、抱えているスマートスポーツパーク構想、これこそが我々は定住人口に結びつけてくる、人口増を凶る基本理念を大事にして、これからこの事業に絶対必要という必要要件を整備しながら、進めてまいりたいと考えているところであります。5年度は終わりましたから、これからの事業、5年度の状況を教訓にしながら、進めていくということであります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、認定第2号について総括質疑を行います。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第8号の総括質疑を終わります。

次に、認定第9号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第9号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

なお、休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を願います。

議員各位には、議員控室にお集まり願います。

暫時休憩といたします。

午 後 1 時 2 5 分 休 憩

午 後 1 時 3 2 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたのでその結果を報告いたします。

委員長に熱海文義議員、副委員長に佐々木和夫議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。

委員会審査のため本日の会議終了から9月19日までの期間、本会議を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。

したがって本日の会議終了から9月19日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る9月20日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第11	報告第 10号	健全化判断比率について
日程第12	報告第 11号	資金不足比率について

次に、日程第11、報告第10号健全化判断比率について及び日程第12、報告第11号資金不足比率についてを一括議題とします。

提出者から報告第10号及び報告第11号についての提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 報告第10号健全化比率の状況について御説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

報告第10号 健全化判断比率について

地方自治体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、令和5年度各種会計歳入歳出決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところにより算出した数値による数値に基づきまして、別紙監査委員の意見を付し報告するものでございます。

では、報告内容について御説明いたします。

実質赤字比率は一般会計に生じている実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。本町は、実質収支が黒字となっており、赤字ではありませんので、数値としては出てまいりません。財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準となる比率は15.00です。なお、昨年度も数値は出ておりませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率は、下水道事業特別会計などを含む全会計を対象とした実質赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で示したものです。昨年度は実質赤字ではありませんので、これも数値としては出てまいりません。早期健全化基準となる比率は20.00です。なお、昨年度も数値は出ておりませんでした。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率は、地方公共団体の地方債元利償還金を標準財政規模に対する過去3か年の平均値として割合で示したものであり、8.3でございます。早期健全化基準は25.0ですので、基準内の数値となります。なお、前年度の数値も8.3ございました。

次に、将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき負債について、充当可能な基金等の金額を控除した実質的な負担額の標準

財政規模に対する割合を示したものであり、数値としては出てまいりません。早期健全化比率は350.0です。なお前年度も数値は出ておりませんでした。

次に報告第1号 資金不足比率について御説明します。

2ページをお開き願います。

報告第11号 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和6年9月4日提出

大郷町長 田 中 学

では、報告内容について御説明いたします。

資金不足比率は水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模とを比較して評価し、経営状況の悪化の度合いを示すものでございます。

対象となる会計は公営企業法に基づく水道事業会計及び同法が準用されている下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併浄化槽の各特別会計並びに宅地分譲事業特別会計になります。いずれの会計も資金不足に至っておりませんので、数値としては出てまいりません。なお、昨年度も数値は出ておりませんでした。

以上、報告第10号並びに、及び第11号の内容について、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものでございます。

以上のとおり報告申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で報告第10号及び報告第11号の報告を終わります。

ここで、監査委員より、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕 監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） 財政健全化判断比率等審査意見書のページをお開きください。一番後ろのほうになりますけれど。

大郷監第15号

令和6年8月29日

大郷町 田中 学殿

大郷町監査委員 雫石 顕

大郷町監査委員 赤間繁幸

令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の5並びに同

法第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和5年度財政健全化判断比率等審査意見書についても事前配付され、ただいま財政課長より詳しい説明がありましたことから、審査期間、審査の方法及び健全化判断比率の状況、資金不足比率の状況の説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

それでは、5審査結果及び意見を述べさせていただきます。

最後のページをお開きください。

審査の結果及び意見

健全化判断比率における一般会計の実質赤字比率、及び水道事業会計ほか7特別会計を加えた連結実質赤字比率はいずれも赤字なしを示している。実質公債比率3か年平均は、前年度と同率の8.3%となった。早期健全化基準を下回る結果ではあるが、引き続き適正な償還を見据えた町債の発行を行い、適正水準の維持に努められたい。

将来負担比率についても、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため算出されない。また、健全化法では、公営企業会計に資金不足比率を設定している。

水道事業会計は、赤字決算となったものの、流動負債額に建設改良費等以外の法定地方債の現在高を加算した額より流動資産額が多いことにより、資金不足額は発生せず、資金不足比率は算定されない。また、法非適用の宅地分譲事業及び下水道関係3特別会計においても、資金不足比率は算定されない。

本町の各指標はおおむね良好と言える。今後、人口減少に歯止めがかからず、高齢化が進むことで、自主財源の減少が予想される。また、公共施設の長寿命化に向けた事業等が必須となることなどから、財政の圧迫が懸念される。経済的かつ効率的な行財政運営を図り、一層の財政健全化に努められたい。

以上、監査意見といたします。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、報告のみとなります。

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 4 4 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員